

◇大阪産業創造館条例の一部を改正する条例

- 1 大阪産業創造館について、駐車場の供用時間を改め、使用料を改定するとともに、パソコン実習室に替えて研修室を設置することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、同年6月1日又は同年10月1日から施行することにしました。

(経済戦略局産業振興部企業支援課)